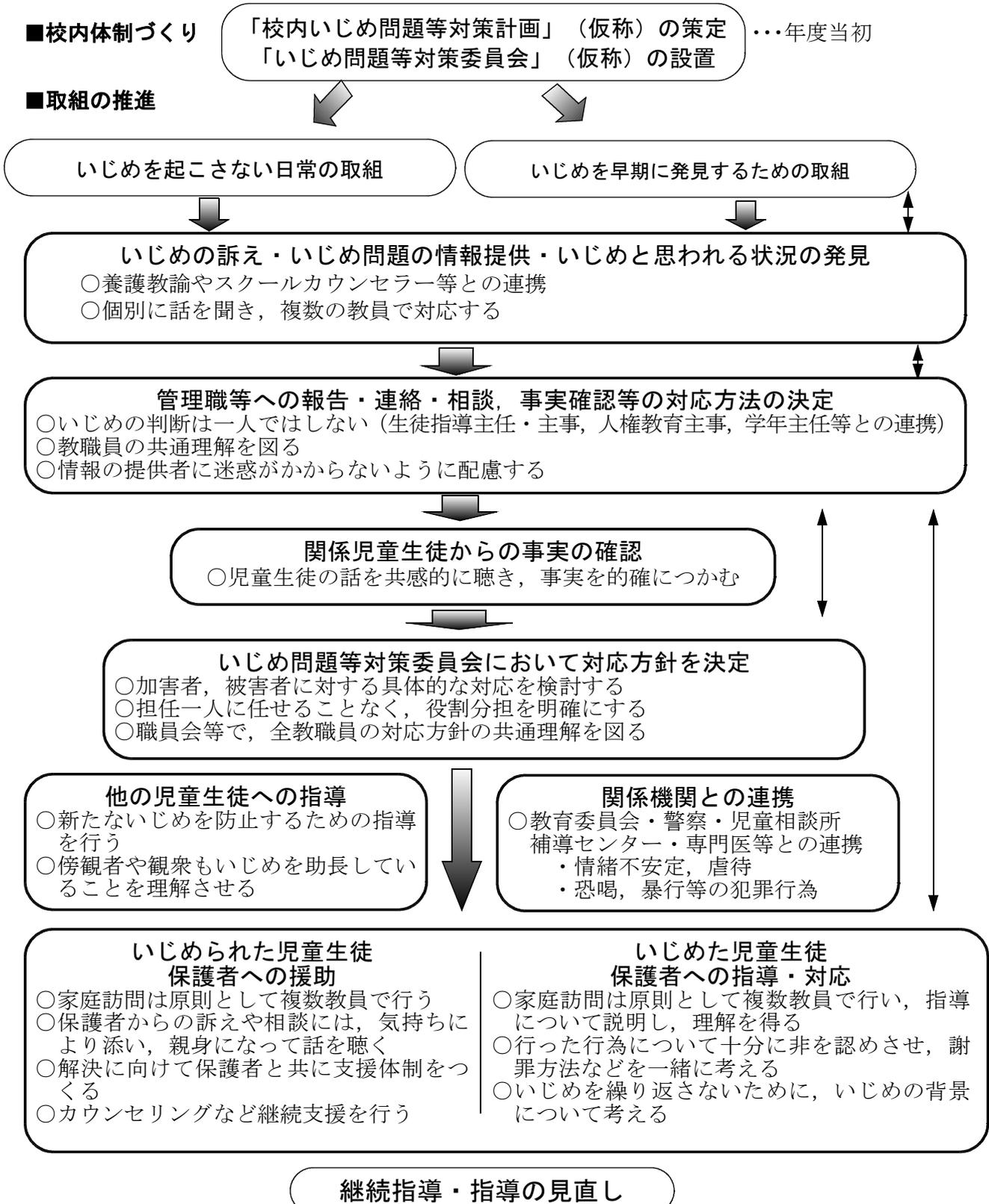


## Ⅳ 早期解決のために

### 1 いじめ問題に関する学校における取組の流れ



## 2 初期対応

- いじめ問題等対策委員会で直ちに、事実把握と指導方針等を検討する
- 役割分担(情報集約、児童生徒対応、記録、保護者対応)を明確にする
- 二次的なトラブルを防止するための対策を徹底する

### 被害児童生徒からの丁寧な聞き取りと心のケア

- ・聞き取り手順の確認
- ・環境整備等の確認

### 被害児童生徒の意向を生かした正確な実態把握と加害者への聞き取り及び指導

- ・情報集約から実態解明へ
- ・加害児童生徒への聞き取り及び指導

### 被害児童生徒の保護者への説明および意向の確認

- ・謝罪の場を安易に設定しない
- ・保護者への丁寧な説明

### 被害児童生徒の保護者の意向を生かした加害児童生徒の保護者への説明及び指導の依頼

- ・保護者への丁寧な説明

より具体的な指導に向けて

児童生徒	保護者との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々のトラブルの解決だけでなく、被害者児童生徒と相手側の児童生徒との間の交友関係の修復に配慮しつつ聞き取りを行う (2次被害防止に留意する)</li> <li>・今回起きた事案に関与していない児童生徒からも十分に事情を聞くなどして、トラブルの実態の全体像を把握する。</li> <li>・いたずらやちょっかい等が時として重大な結果をもたらすことを継続的に指導し、少しでもそのような行為が見えたら、直ちにやめるように厳重に注意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の学校における様子等を伝え、家庭での観察や継続的な支援を依頼する。</li> <li>・トラブルが継続している時は、加害児童生徒の保護者と面談をするなどして、問題点を指摘し、学校側が厳重に指導する方針であることを伝えるとともに、家庭でも指導するように申し入れる。</li> <li>・学校の指導の効果について、児童生徒の様子を観察などから定期的に評価し、その結果を加害者児童生徒、被害児童生徒も保護者に伝える。</li> </ul>

### 事実確認のポイント

何らかの「いじめ」の情報を入手した場合、この情報についての事実確認を迅速かつ的確に進めることが、「いじめ」解決への第一歩です。

事実確認が不十分なまま対応を進めると保護者との信頼関係を損ねたりし、問題をより複雑化させてしまうことにもつながります。

※ 情報入手から指導にいたるまで、適時、地域・関係機関との連携を図る。

## 3 いじめられた児童生徒への対応

### ●基本的な姿勢

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童生徒の味方になる。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聴いていく。
  - ★「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。
- 学校はいじめている行為を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童生徒のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている児童生徒との今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。

### ■対応のポイント

#### (1) 初期対応

##### ① いじめの事実関係を正確に把握する

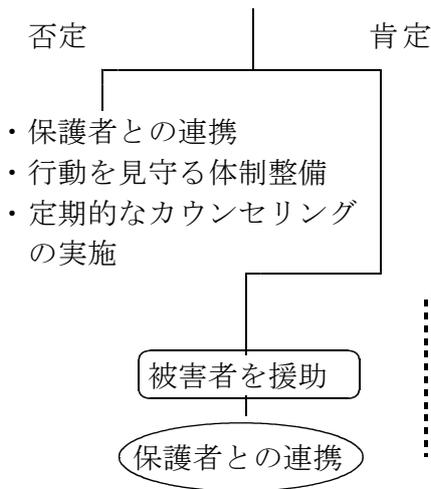
(目的) 被害者の心情を理解した上で、事実を正確に把握するとともに、被害児童生徒の安全・安心の確保の全力を傾けることを伝える。

#### 被害児童生徒の心情の理解

- 「いじめ」は客観的な事実やその程度も把握しにくい（特に、からかいや言葉による暴力、無視などは証拠も残らず巧妙に行われる）。被害児童生徒が「イヤ」「つらい」と感じたことを、いじめであるという視点で、聞き取りを行う。（子どもに分かりやすい言葉で伝える）
- 子どもにとって「いじめられた」ことを認めること、まして教職員や保護者に「いじめられた」と話すことは、無力感を感じたり、恥ずかしく思ったり、プライドが傷つくこともある。こうした被害児童生徒の心情に配慮し、心理的に支えながら聞く（聴く）。話すことを躊躇したり、「自分も悪い」と不必要に自責的になることが多いことを念頭において、配慮しながら聞く。
- 子どもにとって、いじめが明らかになることで更に陰湿化し手口が巧妙になることを一番心配するので、話すことをためらう。学校の中、クラスの中で、被害を受けた児童生徒が安心して過ごせるように「守っていく」「これからも相談にのる」とさりげなく、繰り返し伝えながら、話を聞く。

- いじめは一見、親密な関係の中で生じることもあるため、被害と加害が入り混じっていることが多く、状況が複雑でわかりにくい。「自分もやり返したから」「自分もひどいことをやったから」という後ろめたさがあるため、言い出せなかったり、事実を過小化したり、歪曲することもある。一連の出来事は流れの中で起きているものなので、一つずつの事象で「いじめの範囲か否か」を判断しないようにする。子ども同士の関係は、日々、変わるものであると認識しておく。

被害者とされる児童生徒の聞き取り



■聞き取りポイント

- 他人に気付かれないように配慮
- 「いじめ」が悪質化しないように留意
- ◎ 真実を語れない心情に配慮
- 学年、学校として見守る体制を整備
- できる限り本人に了解を得る

- ・具体的に事実が確認できるように、いつ、どこで、誰から、どんなことをと、項目を挙げれば参考になる。
- ・エピソードは複数あるものなので、一つずつ聞く。

「～であなたに起きたことについて教えてほしい」(手順)

- ア「思い出すといやなことかもしれないけど、ゆっくり聞くから思い出してくれる？」
- イ「それはいつあったの」「どこであったのかな」「それから何が起きたのかな」
- ウ「ほかにその場にいた人はいる」「その人はどうしてた」「何をした」
- エ「他にどんなことがあるかな」(イ～ウの手順)
- オ「～で、～頃、～さんが、あなたに、～をしたんだね(されたんだね)、それでいいかな」(起きたことについて子どもが表現した言葉で繰り返し確認する)
- カ「まだ話していないこと、他にある？」
- キ「今、思い出せなければ、後からでもいいから思い出したら話してくれる」
- ク「よく話してくれたね」「二度といやなことがないように、先生や大人たちがあなたを守っていくからね」「あなたは決して悪くないよ」
- ケ「もしかして自分も誰かを傷つけたり、誰かにイヤなことをしてしまったりすることはある？」
- 「一人で後悔したり、自分を責めたりするのはつらいから、よかったら話を聞くよ」

コ「最後に何か心配なことある？」「今後、思い出したり、心配なことがでたりしたら、どうする？」

「そのときは～先生にお話の時間をちょうだいて言ってね」

いじめられている児童生徒の立場や発達段階を考慮して、丁寧に聴き取りをします。

聴き取りにあたっては、「いつ、どこで、誰に、何をされた（言われた）か」を、本人に具体的に確かめながら記録をします。聴き取った後、時系列に整理することで、いじめの広がりをつかむことができます。

## ② いじめられた児童生徒の安全を確保するとともに、全面的な支援（心のケア）をすすめる

いじめられている児童生徒の心情を十分理解し、相手の立場に立って話を聴くとともに「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ことをきちんと伝え、自分のことを心配し、守ってくれる人がいる安心感をもたせ、心のケアを図ります。

## ③ 校長及び関係職員・保護者に、把握した事実と今後の対応を伝える

いじめの事実を確認後、聴き取り結果を速やかに校長及び関係職員に報告します。

また、保護者には、事実関係と今後の対応を正確に伝えます。報告の際には、複数の教師で家庭訪問し直接話をします。

## (2) 二次対応

### ① 保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめられた児童生徒を支援する体制を整える

「いじめ問題等対策委員会」での協議に基づき、いじめられている児童生徒と最も信頼関係ができている教師（学級担任に限らず）が中心となって、支援体制を確立します。

その際、誰が・いつ・どこで・何をするのか等の役割分担を明確にするとともに、情報を共有化することを大切にします。

## (3) 長期対応

### ① いじめられた児童生徒への配慮の継続と、学級及び集団への適応を促進する

いじめられた児童生徒の心の傷は、本人のとらえ方によって違いがあります。また、いじめが解決したと見られる場合でも、陰湿ないじめが続いていたり再発したりすることがあります。

したがって、チェックリスト等を活用した日常的な観察や、定期的なアンケート調査の実施等を実施し、継続して十分な配慮を行うとともに、集団への適応を支援する必要があります。

## 4 いじめた児童生徒への対応

### ●基本的な姿勢

- いじめを行った背景を理解しつつ、行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

### ■対応のポイント

#### (1) 初期対応

##### ① いじめの事実と経過を、複数の教師で確認する

※あくまでも被害児童生徒の意思を生かしての加害者対応です。教職員との合意形成がなされない状況での加害児童生徒への聞き取りや指導は二次的な被害を招くなど危険があることを十分に考慮に入れた対応が必要になります。

(目的) 加害児童生徒に事実を正確に認めさせ、二度と同じことをしないという気持ちを醸成する。

#### (留意点)

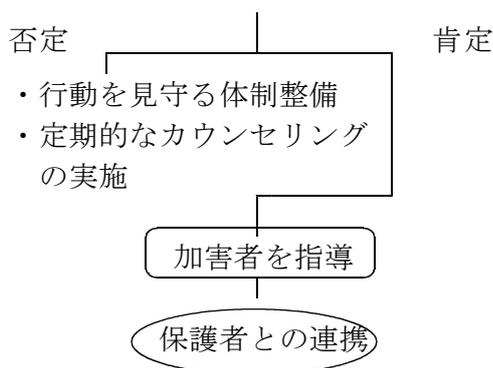
- 加害児童生徒が事実を認めやすくするため、いつ、どこで、どのように、ということできるだけ正確に伝える。
- 「同じことを繰り返さないために、何があったかきちんと思い出してほしい」などと伝える。
- 加害児童生徒の言い分（気持ち、行為の理由など）を聞くことも必要ではあるが、事実確認の途中で聞いていくと、自己正当化や責任転嫁、事実の矮小化がおきやすいため、「あなたの言い分も後から必ず聞くから、まずは何が起きたのか、何をしたのかを教えて」と伝え、事実確認を先にする。
- 「大切なことだから、きちんと記録にとるね」と、さらっと確認して複数で対応する。
- 聞き取り担当者は、日常的によく関わっている人がよい場合と、少し距離がある立場の人がよい場合があり、ケースに合わせて判断する。

## 基本的な姿勢

「事実確認」のみが目的ではなく、加害児童生徒が加害行為に至った背景を確認することが、教育的な配慮のある再発防止に不可欠です。

- (ア) 日常的にイライラを抱えていたとしたらその要因を探る
- (イ) 児童生徒の学級内での立場からいじめの実態を捉える
- (ウ) これまでの『いじめられ体験』の把握を丁寧に行う
- (エ) 対人関係の取り方パターンとそれを身に付けてきた環境との関係を理解する

### 加害者とされる児童生徒の聞き取り



### ■聞き取りポイント

- 一般的な生活指導としての指導から導入
- 問い詰めるのではなく、言い分を十分語らせる
- 自省の気持ちをもてるように配慮
- 「いじめ」が悪質化しないように留意
- 学年、学校として見守る体制を整備

聞き取り（手順） ※複数の行為があった場合、「一つずつ確認させて」と分けて聞く。

ア「～といった（した）ことはある？」 「何回」 「よく思い出して」

イ「そのとき、〇〇さんはそう言ったかな」

ウ「〇月に〇〇（場所）で、〇時間目と〇時間目の休み時間にあなたが〇〇さんにどうしたの」

エ「〇〇さんはそのとき～と言ったそうだけど覚えているかな」

オ「あなたは〇〇さんに～したのは、どうして？あなたの気持ちも教えて。きっと言いにくい気持ちもあるのかな」

カ「ところで、これらのことで、〇〇さんはどんな気持ちになったと思う」

キ「あなたも相手も誰一人として、傷つけられてもいい人、傷つけられて当然な人はいない。一人一人みな大切な人。でも、一緒に生きている中で、うっかり人を傷つけてしまったり、かっとなってひどいことをしてしまったりするかもしれない。これから、もし今回のように人を傷つけてしまったり、傷つけそうになったりするとき、どうしたらいいと思う」（子どもに考えさせる）

「同じ間違いをしないように、先生たちやお家の人とお話したり、時々、一緒に今回のことを思い出して考えたりしていこうね」

ク「最後に何か心配なことはある」 「今後思い出したり、心配なことがでたりしたら、  
どうする」  
「その時は～先生にお話してね」

いじめた児童生徒は、いじめの事実をなかなか認めようとしません。また、自らの言動をいじめと認識していない場合もあります。事情を聴く教師は、感情的になつたり決めつけたりせず、冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する必要があります。

事実関係の確認は「いつ、どこで、誰が、何をした（言った）か」を、具体的に確かめながら記録をします。なお、事実確認と指導は、明確に区別します。事情を聴きながら指導することで、本人が萎縮して事実が明確にならないことがあります。

## ② 校長・関係職員及び保護者に、把握した事実関係を正確に伝える

いじめの事実を確認後、いじめた児童生徒からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備して速やかに校長及び関係職員に報告します。その際、複数の教師で聴き取った内容に相違点があれば再度確認し、事実の整合をとります。

また、いじめの問題の解決のためには保護者との共通理解や協働意識が大切です。保護者との信頼関係を築くために、受容・共感的な態度で接することも肝要となります。

## (2) 二次対応

### ① いじめの態様等により指導方針を立案し、職員間の共通理解を図る

いじめの態様には、「冷やかし・からかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」「たかり」などがあります。最近の傾向として、小中学生とも「冷やかし・からかい」の割合が高くなっています。指導に当たってはいじめの態様に応じた適切な対応が必要です。

## (3) 長期対応

### ① 規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導する

いじている児童生徒には、自己中心的、嫉妬心が強い等の傾向が見られることもあります。自己中心的思考や嫉妬心等は、成長過程での親子関係の在り方が影響していることも考えられるので、保護者の養育態度の変容を図ることが必要な場合があります。

そのためには、日ごろから保護者との信頼関係を築くことを意識し、共に児童生徒の成長を願い協働していく姿勢で保護者対応をすることが大切です。

また、学校や学級では、共感的人間関係づくりに努め、所属意識や自己存在感が高まるような取組を継続して行います。

## 5 周りの児童生徒(観衆・傍観者)への対応

### ●基本的な姿勢

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

### ■対応のポイント

#### (1) 全員が当事者であることを理解させる

いじめを受けた心の痛みや苦しみを理解させるとともに、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させます。いじめる側が悪いという意識を高めることが重要です。

#### ① 観衆（周りではやしたてる児童生徒）に対して

「直接手をくだしていない」＝「いじめていない」ということが間違いであることを指導しなければなりません。そして、この立場の人間が、「いじめ」を助長させているということを理解させていかななくてはなりません。

#### ② 傍観者（見て見ぬふりをする児童生徒）に対して

この立場をとる児童生徒の中には、「自分とは関係ないので、面倒なことには関わりたくない」とか「助けたいが、助けると自分がターゲットになりはしないか」等という意識が存在しています。

まず、その意識が間違いであることに気付かせ、「いじめ」を他人ごとではなく、自分の問題として考えることができるように指導しなければなりません。

いじめられることがどんなにつらいことかを知りながら放置するということは、人間として大変恥ずかしい行為をしているということに気づかせます。

- ・周りではやしたてる者
- ・見て見ぬふりをしている者からの聞き取り

指導及び保護者との連携

### ■聞き取りポイント

- 自省の気持ちをもてるように配慮

## (2) 共感的な人間関係づくりに努める

違いを認め、尊重し合う共感的な人間関係をつくることが大切です。発達段階に即して、思いやりや友情、協力等の道徳的価値を内面的に自覚できるよう工夫することが必要です。

## (3) 自己肯定感・存在感が味わえる学級づくりに努める

児童生徒一人ひとりに活躍の場をつくることが大切です。「できた・わかった」を実感できる授業の創造や一人一役の係活動、教室の作品掲示など、一人一人が自己存在感を味わえるような工夫を心がけます。

## 6 保護者への対応

### ●基本的な姿勢

- それぞれの保護者の立場を理解し、誠意をもって対応する。
- 保護者と直接会って、事実を正確に伝える。
- 複数で訪問することとし、できる限り、管理職・学年主任等、経験豊かな教師も同行する。
- 一回限りとせず保護者との情報交換を継続し誠意を伝える努力をする。
- 伝えるべき内容は、分かりやすい言葉で明確に自信をもって伝える。

### ■対応のポイント

#### (1) 初期対応

- いじめや人間関係のトラブルの発生を把握して、速やかに保護者に連絡します。
- 複数の教師で家庭訪問等を行い、直接保護者に事実を正確に伝えます。
- 保護者の願いを傾聴し、信頼関係の構築に努めます。

#### (2) 二次対応

- 新たに分かった事実や今後の指導方針を伝えます。
- 加害・被害にかかわらず、誠意をもって対応し、協働して問題解決を図ります。

#### (3) 長期対応

- 今後の学校での対応を伝え、家庭の理解と協力を依頼します。

### ■保護者の立場の違いによる対応のポイント

#### (1) 被害児童生徒の保護者への対応

いじめを受けた子どもの保護者は「わが子をいじめから助けたい」という切羽詰まった気持ちでいっぱいです。この保護者の気持ちをしっかり受け止め、共感的で謙虚な態度で接することが基本です。保護者が安定することは、子どもの安定につながります。また、保護者との信頼関係があれば、いじめの克服に向けた連携が可能になります。教員が「保護者は子どもが豊かに成長していくための重要なパートナー」という認識をもって取り組むことが大切です。

新しい事実が分かったときや学校の指導方針は逐次直接報告します。学校での様子や家庭での生活についても情報を交換し、いじめられた児童生徒の変容を把握するよう努めます。

## (2) 加害児童生徒の保護者への対応

いじめは許されない行為であると毅然とした姿勢で対応し、いじめられた子どもの辛さや苦しさを理解してもらうことが大切です。しかし、いじめた子どもの背景には不安や悩み、不満、不適應などストレスやストレスサーがあることを認識して、いじめた子どもの保護者とともに今後について一緒に考えていく姿勢が重要です。

事実関係を正確に説明するとともに、今後の学校・学級としての対応や指導の内容・方法を、正確かつ丁寧に直接伝えます。また、問題の重要性を十分に認識してもらい、「いじめ」を繰り返さないために何をする必要があるか、学校と保護者が一緒になって考える姿勢で対応します。問題の発生を児童生徒の成長の契機ととらえ、協働して問題の解決にあたります。

しかし、暴力や金銭強要を含む行為については毅然とした対応も必要です。

## (3) 周りの児童生徒の保護者への対応

誤った情報の流布や情報の錯綜などが生じないよう十分な配慮を行います。説明会等を実施する必要がある場合は、期間を置かず早急に行い、学校への不信感が生じないよう十分に配慮します。

## 7 再発防止・継続支援

「謝罪ができた」「解決のための話し合いができた」「指導後、子どもが『大丈夫です』と言っている」と保護者と教職員が安心していても、子どもの心の傷がまだ癒えていないことや大人の見えないところでいじめが続いていることも少なくありません。解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うことが大切です。また、被害者だけが替わる、加害者だけが替わる、加害者と被害者が入れ替わる場合なども考えられます。

### ●子どものケア

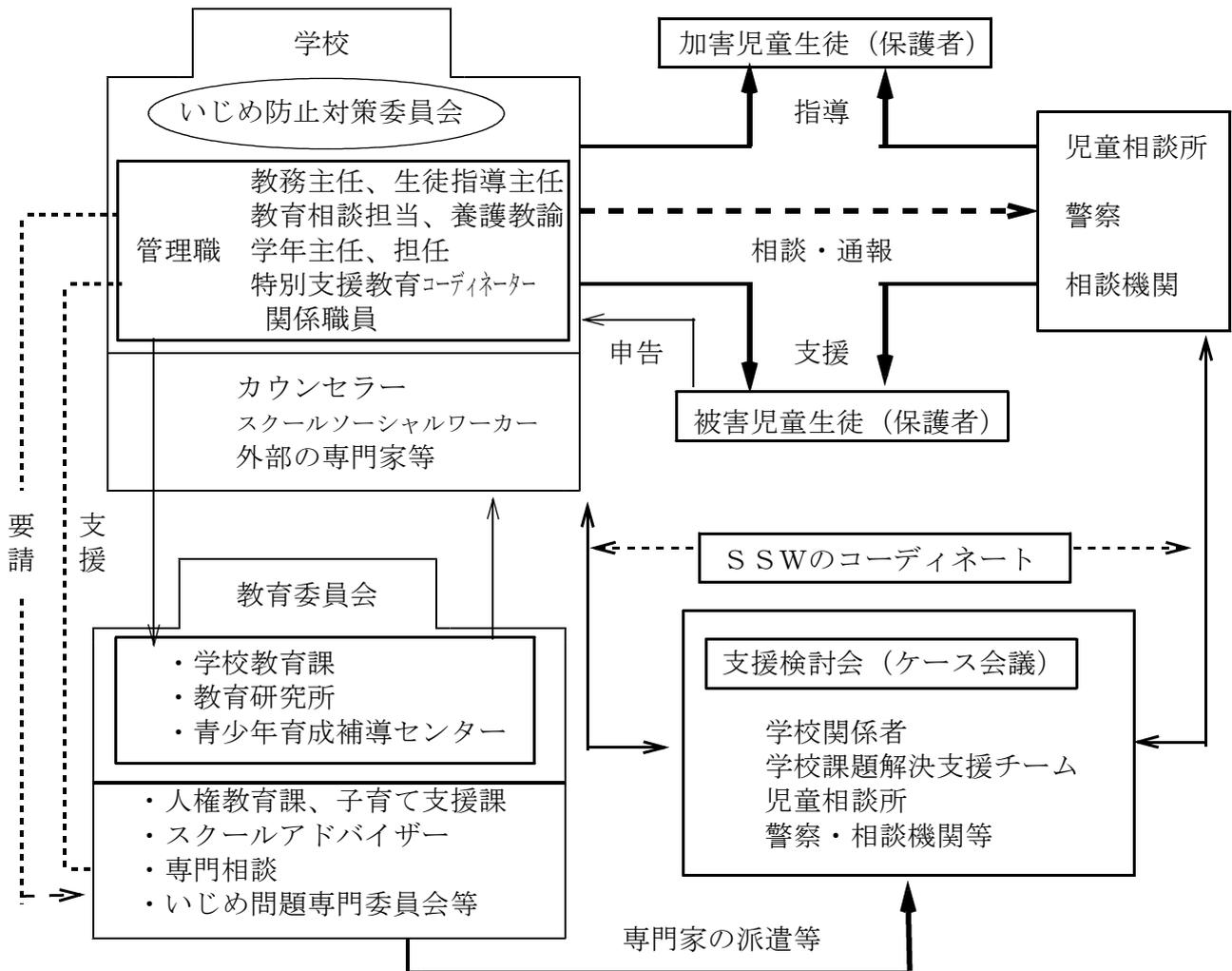
#### いじめられた子ども

- 定期的な面談を通して「あなたを守る」というメッセージを送り続けることで安心感を与える。
- 子どもを受け入れる学級・学年の集団づくり・雰囲気づくりを進める。
- 全教職員が情報を共有し、見守り（観察）を行い、毎日の情報を集約する。（保護者への連絡も）
- 複数の教職員で継続的な声かけを行う。（他の児童生徒の受け止めに十分配慮する）
- 自信の回復に向けて、様々なバリエーションのグループワーク等の意図的に取り入れ、人間関係づくりを進める。
- 必要に応じてカウンセラーとの継続した面談を行う。 など

#### いじめた子ども

- 全教職員が情報共有し、見守り（観察）を行い毎日の情報を集約する。（保護者への連絡も）
- 子どもを受け入れる学級・学年の集団づくり・雰囲気づくりを進める。
- 複数の教職員で継続的な声かけを行う。（他の児童生徒の受け止めに十分配慮する）
- 子どもの活躍する場を意図的につくるなど、自己有用感を実感できるように配慮する。
- 保護者にも家庭で会話を多くもってもらい、心の安定に繋げる。
- 専任教諭や養護教諭が必要に応じて継続して面談を行う。また、状況に応じてカウンセラーが面談することもある。 など

## 8 いじめの解決に向けた関係機関との連携



### 中・長期的な対応

- 複数の目による定期的な状態チェック、報告及び情報交換の実施
  - ・誰が、いつ、どのように
  - ・情報の更新
- 児童生徒が気軽に相談できる機会の設定、窓口づくり
  - ・休み時間を有効に
  - ・カウンセラー等の活用
- いじめを否定する児童生徒間の世論づくり
  - ・児童会、生徒会の活性化
  - ・学級活動の工夫

## ●家庭や関係機関との連携

- 定期的に学校の取組状況や子どもの様子などを伝えるとともに、家庭での様子や変化を把握するなど情報共有に努める。
- 学校や家庭における子どもへの関わり方について継続して相談していく。
- 保護者の希望によってはカウンセラーとの面談を進める。
- 状況に応じて関係機関（警察・児童相談所等）との連携を進める。 など

## ●学校体制の見直し

- 「いじめ」発生を受け再発防止に向けて、学校体制の点検見直しの実施
- 実態把握の強化（アンケート調査、個別面接、行動観察、教職員間の情報共有等）
- 相談体制の強化（子どもが相談しやすい関係・環境づくり、教育相談体制の充実、専任教諭・養護教諭・カウンセラーとの連携強化等）
- 未然防止の取組の強化（児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる授業、「自己有用感」を児童生徒全員が感じとれる絆づくり等）
- 職員研修の充実 など

## 9 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携

犯罪行為（触法行為を含む。）として取り扱われるべきいじめなど、学校だけでは対応しきれない場合もあります。これまで、ややもすれば、こうした事案も生徒指導の範囲内と捉えて学校で対応し、警察に相談・通報することをためらっているとの指摘もされてきました。

しかし、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、こうした考え方を改め、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければなりません。

また、保護者等に対して、あらかじめ周知しておくことも必要です。

### (1) 警察との相談・通報及び連携における基本的な考え方

学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められています。

警察においては、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、必要な対応をとることとしています。

このことも踏まえ、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じされるおそれがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に、援助を求めなければなりません。

- ①学校の内外で発生した児童生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、

又はその疑いのあるいじめ事案（重大事案）

- ②被害児童生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等

なお、学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校・警察連絡員等）に相談・通報し、学校の設置者にもその事案を共有することが重要です。

近年、児童ポルノ関連を含めインターネット上のいじめが増加しており、なかでも、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、学校は、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応しなければなりません。

犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察において注意・説諭も期待できる事例についても、学校が、警察へ積極的に相談・通報を行うことが重要です。

## **(2) 警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化**

重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案では、直ちに警察への相談・通報が必要である一方、学校では取扱いの判断が困難な事案も想定されるため、学校及び学校の設置者においては、警察署、県警察本部の少年担当課等と個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができるような体制の構築に取り組むことが必要です。

- ①警察署等との協定の締結による円滑な情報共有の推進
- ②学校・警察連絡員の指定の徹底
- ③学校警察連絡協議会等の活用
- ④スクールサポーター制度の積極的な受入れの推進

本市においては、「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度に係る協定」を各所轄の警察署と提携しており、積極的に連携を図っています。

## **(3) 警察と連携したいじめへの適確な対応における留意事項**

警察では、重大ないじめ事案にあたらない事案であっても、当該児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるときは、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、被害の届出を即時受理することとしていることから、学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力しなければなりません。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行わなければなりません。

【警察に相談・通報すべきいじめの事例】

事 例 ・ 刑 法	該 当 し 得 る 犯 罪
<p>○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。</p> <p>○ 無理やりズボンを脱がす。</p> <p><b>暴行（刑法第208条）</b></p>	<p>第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<p>○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。</p> <p><b>傷害（刑法第204条）</b></p>	<p>第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。</p> <p><b>強制わいせつ（刑法第176条）</b></p>	<p>第176条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。</p>
<p>○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。</p> <p>○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。</p> <p><b>恐喝（刑法第249条）</b></p>	<p>第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。</p>
<p>○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。</p> <p>○ 財布から現金を盗む。</p> <p><b>器物損壊等（刑法第261条）</b></p>	<p>第 261 条前 3 条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>
<p>○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。</p> <p><b>強要（刑法第223条）</b></p>	<p>第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。3 前2項の罪の未遂は、罰する。</p>
<p>○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。</p> <p><b>脅迫（刑法第222条）</b></p>	<p>第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p>
<p>○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。</p> <p><b>名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条）</b></p>	<p>第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。第 231 条事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。</li> <li>○ 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。</li> <li>○ 同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。</li> <li>○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。</li> </ul> <p><b>児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）</b></p>	<p>第7条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。2 児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。4 前項に規定するもののほか、児童に第2条第3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第2項と同様とする。5 （略）6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。（略）8 （略）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。</li> </ul> <p><b>私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）</b></p>	<p>第3条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。3 前2項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。4・5 （略）</p>